資料５

破砕業に係る許可基準等について

Ⅰ　許可基準

自動車リサイクル法における規定（法第69条）
○　その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合する者であること。
○　破砕業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと（以下略）

１．事業の用に供する施設

（１）解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設

○　外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、保管区域が明確にされた解体自動車の保管の場所を有すること。
【目的】
・外部からの人の侵入の防止
・保管区域の明確化

（２）解体自動車を破砕又は破砕前処理するための施設

①　破砕施設
○　当該施設が廃棄物処理法第１５条第１項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、これらの規定による許可（同法第９条第１項又は第１５条の２の４第１項の規定を受けた場合にあっては、これらの規定による許可）を受けている施設であることとし、その他の場合には生活環境保全の支障が生じないよう必要な措置(例：廃棄物の飛散・流出防止、悪臭・騒音・振動の発生防止）を講じた施設であること。
【目的】
・生活環境保全上支障がないような処理ができる施設を有していること。

② 破砕前処理施設（自動車等に搭載され移動可能なものを含む）

○ 解体自動車の破砕前処理として圧縮又はせん断を業として行おうとする場合には、生活環境保全の支障が生じないように必要な措置（例：廃棄物の飛散・流出防止、悪臭・騒音・振動の発生防止）を講じた解体自動車の圧縮又はせん断施設であること。

【目的】

・生活環境保全上支障がないような処理ができる施設を有していること。

（３）自動車破砕残さの保管施設

○ 以下の一から四の要件を満たし、十分な容量を持つ自動車破砕残さの保管施設を事業場内に有すること。

一 汚水の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリートで舗装され又はその他これに類する措置が講じられていること。

二 自動車破砕残さ自体から汚水が生じ（例えば、湿式の破砕施設等の場合）外部に流出するおそれがある場合には、公共用水域の汚染を防止することができる十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝その他これに類する設備を有すること。

三 自動車破砕残さに雨水がかかることを防止することができる屋根その他の設備を有すること。ただし、公共用水域の汚染を防止することができる十分な処理能力を有する排水溝及び排水処理施設が設けられている等により降雨時においても外部への汚水の流出がない場合はこの限りではない。

四 自動車破砕残さが飛散することを防止するため、壁その他の設備を有すること。

【目的】

・汚水の地下浸透防止。外部への流出防止。

・自動車破砕残さの飛散防止。

（４）圧縮又はせん断した解体自動車を保管するための施設

圧縮又はせん断した解体自動車の保管を行おうとする場合には、外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、保管区域が明確にされた解体自動車の保管の場所を有すること。

【目的】

・外部からの人の侵入防止

・保管区域の明確化

２．破砕業申請者の能力

○　次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

イ　解体自動車の保管の方法

ロ　解体自動車の破砕の方法**（破砕前処理を業とする場合には解体自動車の圧縮又はせん断の方法）**

ハ　自動車破砕残さの保管の方法（破砕前処理を業とする場合には圧縮又はせん断した解体自動車の保管の方法）

ニ　解体自動車及び自動車破砕残さの運搬の方法

ホ　破砕業の用に供する施設の保守・点検（排水処理等環境保全のために設けた施設を含む）

【目的】

・破砕又は破砕前処理に当たり、環境保全上、資源の有効利用の観点から留意すべき事項について十分に知識を有しているか否かの確認

○　事業計画又は破砕実績**（破砕前処理を業とする場合には解体自動車の圧縮又はせん断の実績）、**事業収支見積書から見て解体自動車の破砕**（破砕前処理を業とする場合には解体自動車の圧縮又はせん断）**を継続できないことが明らかでないこと。

【目的】

・明らかに業を継続していくことが困難な事業者でないことの確認

注：使用済自動車等の不適正な積み上げ保管の実態が地方ヒアリング等において紹介されたが、そのような状態のままで許可がなされることのないよう対応が必要。

Ⅱ　再資源化基準

自動車リサイクル法における規定（法第18条）
(1)破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準
○　破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。
○　前項の再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

(2)破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準
破砕前処理業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

１．破砕業者による解体自動車の再資源化

○　解体自動車の破砕を行うときは、鉄、アルミニウム、その他容易に回収できる金属類については、技術的・経済的に可能な範囲で回収するよう努めること。
○　自動車破砕残さの円滑な再資源化を促進するために、解体自動車をその他の破砕対象物と区分して破砕すること。
【目的】
・有用な金属類の再資源化
・自動車破砕残さの再資源化の促進

２．破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理

○　破砕施設等での再資源化を促進するため、解体自動車以外のものを混入させないこと。
【目的】
・破砕工程における再資源化を阻害する要因の除外